資料3

第三期加古川市子ども・子育て支援事業計画

オンラインアンケート ご協力のお願い

▶設問数●問
▶所要時間（目安）●分程度

日頃より、加古川市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
加古川市では、第三期加古川市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：2025 年度～2029 年度）の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や、今後の利用希望などに関するアンケート調査を行います。
この案内は、市内の小学校就学前のお子さんを養育する保護者の方から無作為に選ばせていただいた 4,000 人の方にご協力をお願いするものです。
調査結果は、今後の加古川市の子ども・子育て支援施策の検討にあたり、大変重要な資料となります。
ご多用のところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

2023 年 11 月
加古川市長　岡田　康裕

アンケート回答方法

1. 右の QR コードを読み取ってください。
2. **封筒のあて名のお子さんの保護者**が、**2023 年 11 月●日現在**の状況で回答してください。
3. 次ページ以降に「加古川市の子育て支援メニュー」をお示ししています。回答の中でわからない事業やサービスがあるときの参考としてください。
4. 最終ページの ✓ 申請 ボタンを押すことで、回答完了となります。

QR

回答期限 ▶ 2023 年 12 月●日（●）まで

紙の調査票による回答を希望される場合は、2023 年 12 月●日（●）までに下記問合せ先まで連絡をお願いします。

問合せ先 ▶ 加古川市こども政策課 TEL. 079-427-9295（平日 8：30～17：15）

【ご回答の取り扱いについて】
加古川市が厳重な情報管理体制の下で漏えい紛失等のないよう適切に取り扱い、子ども・子育て支援新制度に関する業務に利用させていただきます。

【「子ども・子育て支援新制度」の趣旨・考え方】
(1) 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
(2) 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
(3) 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

加古川市の子育て支援メニュー（2023年４月１日現在）

■子どもの預かりに関する施設・サービス

※保育料の無償化の対象範囲については、P3をご覧ください。

公立幼稚園 （市内16園）	学校教育法に基づき、子どもの心身の発達を目的として、幼児期の学校教育を行う施設です。	
	標準利用時間	8:30～14:00（月～金曜日）
	保育料	月額0円
	対象	4歳児以上（一部の園では3歳児以上）
	その他	春季、夏季、冬季の長期休業あり。諸費が別途かかります。
私立幼稚園 （市内2園）	学校教育法に基づき、子どもの心身の発達を目的として、幼児期の学校教育を行う施設です。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	各園で異なります。※条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3）
	対象	各園で異なります。
	その他	春季、夏季、冬季の長期休業あり（園によって、長期休業期間中の預かり保育あり）。 保育料のほか、諸費が別途かかります。
預かり保育 （公立幼稚園・公立認定こども園）	保護者がやむを得ず教育時間終了時刻に園児を迎えに来られない場合に、臨時的に在園児を預かります。	
	標準利用時間	教育時間終了後～16:00
	保育料	日額500円 ※条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3）
	対象	在園児のうち、保護者の冠婚葬祭や通院などにより、臨時的に保育を要する園児
預かり保育 （私立幼稚園）	通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間中に、在園児を預かります。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	各園で異なります。※条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3）
	対象	在園児
公立保育所 （市内3園）	児童福祉法に基づき、保護者が共に働いていたり、病気などの理由により、家庭で保育が出来ない場合に、子どもを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。	
	標準利用時間	月～金曜日7:30～18:30（短時間8:30～16:30） 土曜日　　7:30～16:30（短時間8:30～16:30）
	保育料	0～2歳児：月額0円～74,000円　3歳児以上：月額0円
	対象	0～5歳児のうち、保育を必要とする子ども
	その他	保育料のほか、諸費が別途かかります。
私立保育所 （市内13園）	児童福祉法に基づき、保護者が共に働いていたり、病気などの理由により、家庭で保育が出来ない場合に、子どもを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	0～2歳児：月額0円～74,000円　3歳児以上：月額0円
	対象	0～5歳児のうち、保育を必要とする子ども
	その他	土曜日保育あり。保育料のほか、諸費が別途かかります。
一時預かり （私立保育所・私立認定こども園等）	保護者の仕事や入院、看護等の理由により一時的に子どもを預かる事業です。	
	標準利用時間	各園等で異なります。
	保育料	各園等で異なります。※条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3）
	対象	各園等の受入れ可能年齢から、小学校就学前の子ども
公立認定こども園 （市内3園）	保護者の就労に関わらず子どもを受け入れ、幼児期の学校教育と保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う施設です。	
	標準利用時間	【保育園部】公立保育所に準じます。【幼稚園部】公立幼稚園に準じます。
	保育料	【保育園部】公立保育所に準じます。【幼稚園部】公立幼稚園に準じます。
	対象	【保育園部】0～5歳児のうち、保育を必要とする子ども 【幼稚園部】3歳児以上
	その他	保育料のほか、諸費が別途かかります。
私立認定こども園 （市内30園） ※分園を含む	保護者の就労に関わらず子どもを受け入れ、幼児期の学校教育と保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行う施設です。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	【保育園部】0～2歳児：月額0円～74,000円　3歳児以上：月額0円 【幼稚園部】月額0円
	対象	【保育園部】0～5歳児のうち、保育を必要とする子ども 【幼稚園部】3～5歳児
	その他	保育料のほか、諸費が別途かかります。
小規模保育事業 （市内18園）	保育所より少人数の単位（定員6～19人）で0～2歳の子どもを保育する事業で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	月額0円～74,000円
	対象	0～2歳児のうち、保育を必要とする子ども
	その他	保育料のほか、諸費が別途かかります。

事業所内保育事業 （市内6園）	保育所より少人数の単位（定員6～19人）で0～2歳の子どもを保育する事業で、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	
	標準利用時間	各園で異なります。
	保育料	月額0円～74,000円
	対象	0～2歳児のうち、保育を必要とする子ども
	その他	保育料のほか、諸費が別途かかります。
病児保育 （市内1施設・市外2施設）	児童が病気などで、医療機関による入院治療は必要ないが、他の児童との集団生活が困難な時期に、保育所などにかわって、その児童を一時的にお預かりします。	
	標準利用時間	8:30～18:00（月～金曜日）
	費用	登録料金：2,000円（初回のみ） 利用料金：2,000円（加古川市・高砂市在住の場合） ※利用料金について、市民税非課税または生活保護受給世帯は減免あり ※利用料金について、条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3）
	対象	6か月～小学6年生
	その他	おやつ、昼食代、診察料などが別途かかります。
ファミリー・サポート・センター	子どもの預かり・送迎等の「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援できる人」がお互いに会員になり、援助活動を行います。	
	標準利用時間	ケースによって異なります。
	利用料	平日（7:00～19:00）：1時間700円 平日（6:00～7:00、19:00～22:00）及び土・日・祝日：1時間800円 ※条件により、国が定めた上限額まで無償となる場合あり（P3） ※ひとり親家庭の場合、利用料の一部を助成する制度あり（他条件あり）
	対象	原則、生後6か月～小学校6年生　※令和5年10月から6か月未満の利用も対象とします。
	その他	令和5年4月～令和6年3月生まれの子どもがいる会員の場合、申請により無料で利用できるクーポン券（6時間分）を交付します。
放課後児童クラブ	放課後に保護者の仕事などの理由により保育を必要とする児童に、適切な遊びや生活の場を与えて、その保護と健全な育成を図る事業です。	
	開所時間	授業終了後～18:30 ※土曜日や長期休業期間中は 7:45～18:30 ※延長利用の登録で19:00まで利用可（別途月額2,000円が必要です。）
	費用	保護者負担金：月額8,000円（8月のみ月額11,000円）、おやつ代・教材費：月額2,000円、保険料：年額800円 ※保護者負担金について、同一世帯で2人以上利用の場合は、第2子以降半額 ※保護者負担金について、生活保護受給世帯または就学援助認定世帯は減免あり
	対象	小学校1～6年生
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での養育が困難な場合に、市内の児童養護施設などで子どもを預かります。	
	標準利用時間	7日以内　※状況によって異なります。
	利用料	2歳未満：日額5,350円　2歳以上：日額2,750円 ※市民税非課税世帯の場合、2歳未満：日額1,100円、2歳以上：日額1,000円 ※生活保護受給世帯の場合、無料
	対象	18歳未満の一時的に家庭での養育が困難になった子ども

■その他の子ども・子育て支援サービス

地域子育て支援拠点 （子育てプラザ）	小学校就学前の子どもが保護者同伴で自由に遊べる広場があります。乳幼児の育児相談や子育てサークル活動のほか、随時、各種イベントを開催しています。	
	開設時間	◆加古川駅南子育てプラザ（ヤマトヤシキ7階） 年末年始・ヤマトヤシキの休業日を除く9:00～17:00
		◆東加古川子育てプラザ（かこてらす内） 年末年始・施設点検日を除く9:00～17:00
	料金	無料（イベント、講座によっては、参加費の必要なものがあります）
	対象	小学校就学前の子どもとその保護者
志方児童館	子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、様々な年齢層に対応した遊具を備えた遊戯室があるほか、随時、お楽しみ会などの催し物を開催しています。	
	開設時間	日曜・祝日及び年末年始を除く9:00～12:00、13:00～17:00 （主催行事がある日にはご利用いただけない場合があります。）
	料金	無料（イベント、講座によっては、参加費の必要なものがあります）
	対象	18歳までの子ども
子育てサークル	子育て中の仲間（小学校就学前の子どもの保護者）が集まり、みんなで楽しく子育てをすることを目的に、情報交換やイベントを行っています。	
	会費	サークルによって異なります。
	対象	小学校就学前の子どもとその保護者　※サークルによって異なります。
はじめてのパパママレッスン	妊婦とその家族を対象に、沐浴や赤ちゃんの抱き方・着替えの実習、妊娠中の母子保健サービスの案内等を行っています。	
	参加費	無料
	対象	妊婦とその家族

ママのたまごクラス	妊娠中・出産後の栄養、歯の衛生、母乳育児などについての講話や、妊婦同士で情報交換、地域子育て支援拠点について情報提供を行っています。	
	参加費	無料
	対象	妊婦
ママとベビーのおしゃべりサロン	市内の公民館等において、保健師や栄養士による育児や離乳食の相談、ふれあい遊びやお友達とのおしゃべりを通して、楽しく育児をするためのおしゃべりサロンを開催しています。	
	参加費	無料
	対象	生後4～12か月の子どもとその保護者
乳幼児子育て相談	乳幼児の発達や子育ての悩みについて保健師が家庭訪問や電話で相談に応じます。 また、必要に応じて心理士による相談もできます（予約制）。	
子育て世代包括支援センター	保健師・助産師が妊娠・出産・育児に関する相談をお聞きし、母子保健サービスのご案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取組めるよう、妊娠中から乳幼児期の子育てを応援します。	
	開設時間	◆加古川子育て世代包括支援センター（加古川市役所内） 日曜・祝日及び年末年始を除く 8:30～17:15
		◆東加古川子育て世代包括支援センター（東加古川市民総合サービスプラザ内） 土・日・祝日も開設 10:00～18:00 （休業日：第1・3・5日曜日、偶数月の第2土曜日及び年末年始）
	利用料	無料
	対象	妊産婦及び乳幼児とその保護者
保育コンシェルジュ	教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用するため、保育コンシェルジュを幼児保育課窓口に配置しています。子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。	
妊婦健康診査費助成	お母さんと赤ちゃんの健康をまもり、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。母子健康手帳交付時に、申請により124,000円分の助成券・補助券を交付します。	
産前・産後家事ヘルパー	産前・産後期間に育児や家事の支援を希望する家庭に対して、家事ヘルパーを派遣します。	
	派遣時間	7:00～19:00（1日につき2時間以内）
	利用料	1時間550円 ※市民税非課税世帯は1時間250円、生活保護受給世帯は無料
	対象	産前ヘルパーの場合：母子健康手帳の交付を受けた妊婦のいる家庭 産後ヘルパーの場合：生後12か月までの子どもを養育している家庭

■保育料の無償化の対象範囲について

保育料の無償化の対象範囲は以下のとおりです。なお、通園送迎費、食材費、行事費、教材費等については保育料に含まれません。

▼3歳児から5歳児クラス（3歳で迎える4月1日～小学校入学前）

	保育の必要性あり	保育の必要性なし
認可保育所、認定こども園（保育園部）	無償※1	
公立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）	無償※2	
公立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の預かり保育料	11,300円/月まで無償※3	無償化の対象外
私立幼稚園	25,700円/月まで無償	
私立幼稚園の預かり保育料	11,300円/月まで無償※3	無償化の対象外
認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計37,000円/月まで無償	無償化の対象外
企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	無償化の対象外

※1　延長料金は除く。
※2　公立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）に通っている満3歳の2歳児クラスも無償。
※3　満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円/月まで無償。

▼0歳から2歳児クラス（出生から3歳になって最初の3月31日まで）

	保育の必要性あり		保育の必要性なし
	住民税非課税世帯	住民税課税世帯	
認可保育所、認定こども園（保育園部）	無償	無償化の対象外	
認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計42,000円/月まで無償	無償化の対象外	無償化の対象外
企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	無償化の対象外	無償化の対象外